

町有財産売払募集要項

1 売払い物件及び売却価格

物件番号	所在地	地目	実測面積 (㎡)	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	売却価格 (円)
駅東 6	宝達志水町小川参 168 番 14	宅地	239.79	区域外	—	—	2,534,000
駅東 13	宝達志水町小川参 168 番 21	宅地	266.07	区域外	—	—	2,587,000
小川 1	宝達志水町小川ハ 250 番 5	宅地	584.44	区域外	—	—	6,571,000
	〃 〃 250 番 6	宅地	116.81				
小川 2	宝達志水町小川弐 77 番 5	宅地	285.60	区域外	—	—	2,810,000

2 売払方法

価格公示売却による。

3 申込方法

受付期間中に下記の必要書類を添付して宝達志水町役場財政課まで持参してください。ただし、書類等に不備がある場合は受付できません。

なお、買受者未定の物件については先着順での売却とします。

(1) 申込用紙の配布場所

宝達志水町役場（2階）財政課窓口にて配布します。

申込用紙の配布時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、土日祝日は配布しておりません。

※申込用紙は、町ホームページの「町有財産売払い」からもダウンロードできます。

(2) 受付期間

受付は土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。

(3) 提出書類

- ① 町有財産売払申込書兼受付書（様式第1号）
- ② 住民票及び印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）※個人の場合
- ③ 法人登記簿謄本の写し及び印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）※法人の場合
- ④ 誓約書（様式第2号）
- ⑤ その他審査を行うために必要と認める書類

(4) 提出場所

宝達志水町役場財政課管財係（役場2階）

〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18 番地 1

(5) 提出方法

直接持参（郵送・電話・E-mail等による申込みは不可とさせていただきます。）

4 申込資格

次に該当する者は、申し込みをすることはできません。

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者

ア 成年被後見人

イ 被補助人、被保佐人、または未成年であつて、契約締結のための必要な同意を得ていない者

ウ 破産者で復権を得ていない者

② 市町村税を滞納している者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する者

④ 団体の活動として破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体またはその役員もしくは構成員

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する「観察処分」を受ける団体およびその関係者

⑥ 売払い物件を風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

5 物件の確認等について

申し込みを希望する者は当該物件を確認することができます。（職員の立会は不要です。）

※現地説明会は予定しておりません。

6 買受者の決定方法について

(1) 受付期間中に有効な申請書類等を提出した順に資格審査を行い、適合と認められる者の中から決定するものとします。

(2) 買受者を決定したときは、買受者にその旨を通知します。

(3) 1 物件に 2 者以上の申し込みがある場合は抽選により買受者を決定するものとします。

(4) 抽選を実施する場合は、当該抽選の対象者に通知するものとする。また、抽選実施時間に抽選の対象者及び代理人がいない場合は辞退したものとします。

(5) 抽選対象者が抽選に係る権限を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 3 号）を抽選の前に提出しなければならない。

(6) 買受者未定の物件は先着順で申込みを受付け、審査の後、買受者を決定するものとします。

7 契約の締結、売買代金の支払い等について

(1) 買受者は、町が指定する期日までに町と売買契約を締結してください。

(2) 売買代金は、町が指定する期日までに一括して支払っていただきます。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

8 所有権の移転、物件の引渡し等について

- (1) 売買代金が全額支払われた後に所有権移転登記に関する手続きを宝達志水町が行います。ただし、買受者にて登記手続きを行うことも可能です。※登記手続きは通常2週間程度要します。
- (2) 所有権移転登記手続きが完了した後、現地立会のうえ、現状有姿での土地を引き渡します。

9 その他注意事項

- (1) 買受者は、売買契約締結後、売却物件に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (2) 売買代金支払い完了後、買受者を義務者として課される公租公課は、買受者の負担となります。
- (3) 電気、ガス、水道、下水道、ケーブルテレビ及び電話等の引込みに係る手続き及び諸費用は、各々の管理者及び事業者と協議のうえ、全て買受者の負担となります。また、接面道路上の標識の移設等や既施設、工作物の解体撤去、移設に係る手続き及び諸費用についても、各々の管理者及び事業者と協議のうえ、全て買受者の負担となります。
- (4) 買受者が売買契約に定める義務を履行しないために宝達志水町に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。